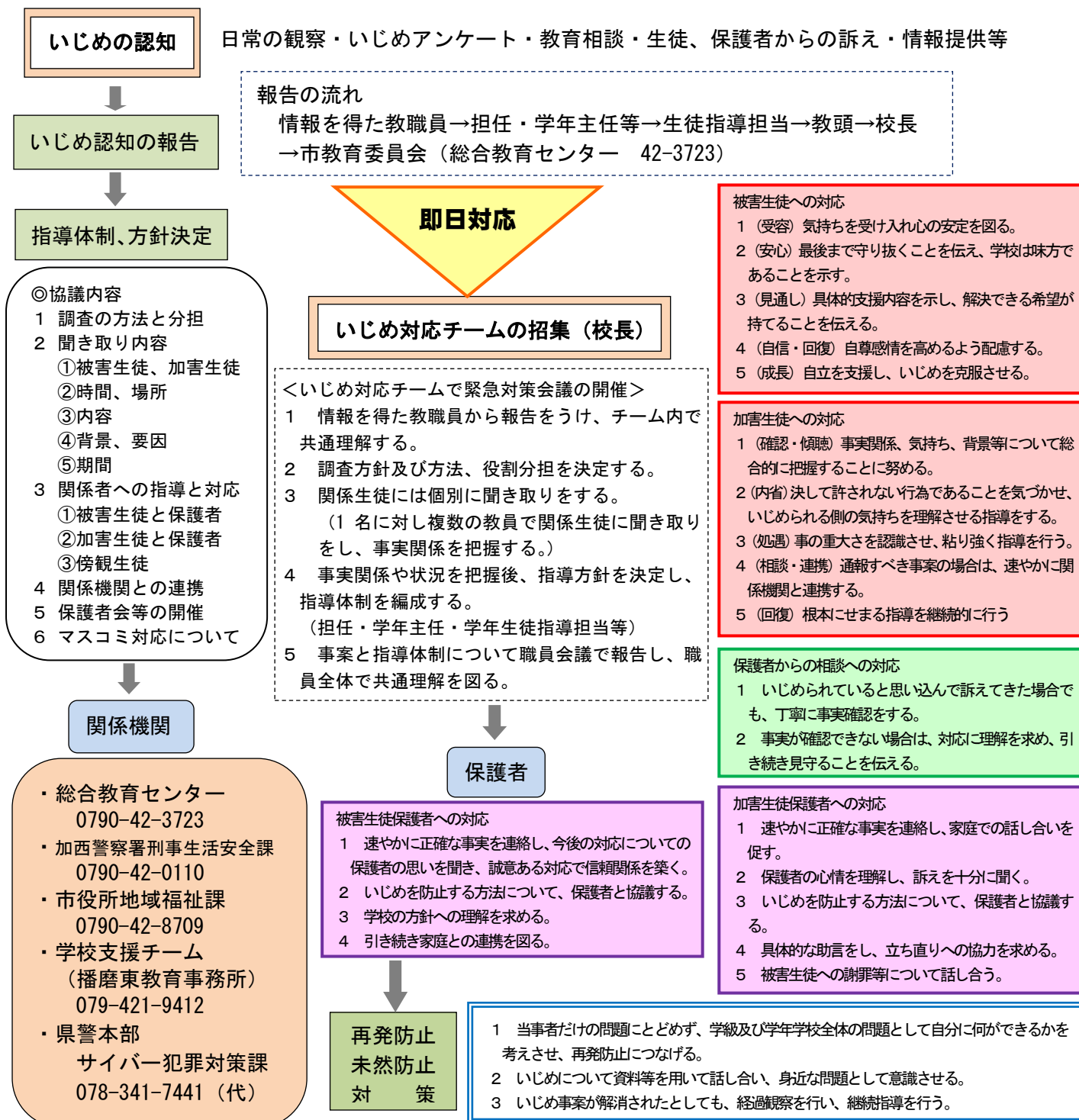


組織的対応



**被害生徒への対応**

- (受容) 気持ちを受け入れ心の安定を図る。
- (安心) 最後まで守り抜くことを伝え、学校が味方であることを示す。
- (見通し) 具体的支援内容を示し、解決できる希望が持てることを伝える。
- (自信・回復) 自尊感情を高めるよう配慮する。
- (成長) 自立を支援し、いじめを克服させる。

**加害生徒への対応**

- (確認・傾聴) 事実関係、気持ち、背景等について総合的に把握することに努める。
- (内省) 決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを理解させる指導をする。
- (処遇) 事の重大さを認識させ、粘り強く指導を行う。
- (相談・連携) 通報すべき事案の場合は、速やかに関係機関と連携する。
- (回復) 根本にせまる指導を継続的に行う

**保護者からの相談への対応**

- いじめられていると思い込んで訴えてきた場合でも、丁寧に事実確認をする。
- 事実が確認できない場合は、対応に理解を求め、引き続き見守ることを伝える。

**加害生徒保護者への対応**

- 速やかに正確な事実を連絡し、家庭での話し合いを促す。
- 保護者の心情を理解し、訴えを十分に聞く。
- いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- 具体的な助言をし、立ち直りへの協力を求める。
- 被害生徒への謝罪等について話し合う。

◎ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

- ①生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するための授業をカリキュラムに組み入れる。
- ②誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。

◎生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに市教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②市教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、緊急保護者会等を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。